

法令および定款に基づくインターネット開示事項

第44期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）

- ① 業務の適正を確保するための体制……P. 1
- ② 連結計算書類の連結注記表……P. 4
- ③ 計算書類の個別注記表……P. 14

株式会社 エッチ・ケー・エス

法令および定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.hks-power.co.jp/>) に掲載することにより、
株主の皆さまに提供しているものであります。

①業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役および使用人は、「倫理行動規範」に定める行動基準にしたがって、法令・定款を遵守して職務を執行する。
 - ・取締役会は、事業活動に係る法規制等を遵守するために必要な組織・体制を整備して、当社グループにおけるコンプライアンスを推進する。
 - ・取締役は、事業活動の遂行に関連して、重大な法令・定款に違反する恐れのある事実を発見した場合には、速やかに取締役会に報告する。
 - ・内部監査人は、当社および子会社の業務監査を行い、業務プロセスの有効性・適切性を監査するとともに、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令および社内規程に基づいて、適切に保存・管理する。
 - ・取締役および監査役は、取締役の職務の執行状況を確認するため、前項の文書等の情報をいつでも閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社を取り巻く各種のリスクに機動的に対応するため、コンプライアンス、企業倫理、IR、環境保護をはじめとする企業の社会的責任全般について統括する組織として、CSR委員会を設置する。
 - ・取締役は、職務執行の過程で発生するリスクについて、業務部門ごとにリスク管理体制を整備し、損失の早期発見と未然防止を図る。
 - ・突発的な災害については、代表取締役を本部長とする災害対策本部を設置し、迅速かつ機動的な対応を行うことにより、損失の拡大を防止する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、取締役の職務分担を明確にするとともに、責任と権限が明確な体制・規程を整備する。
 - ・毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業活動に係る重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の報告を行う。

- ・取締役会は経営計画を策定して全社的な目標設定を行い、定時取締役会において、目標達成に向けた取締役の職務の執行状況を確認することにより、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行う。
- (5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性・独立性を尊重するとともに、当社グループ全体の経営の効率的な運営と適法かつ適正な業務を遂行するための指導・支援を行う。
 - ・子会社の取締役または監査役のうち1名以上は当社の取締役または使用人を選任し、子会社における職務執行の監督または監査を行う。
 - ・子会社は、当社と定期的に会議を開催し、当社グループに影響を及ぼす重要な経営事項について報告および協議を行う。
 - ・当社の監査役および内部監査人は、子会社の業務執行の適法性ならびに業務プロセスが適正であるかを確認するため、必要に応じて子会社の調査を行い、または報告を求めることができる。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および人事考課は、監査役会と協議して決定する。
- (7) 監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・毎月1回開催される取締役会に原則として監査役全員が出席するとともに、常勤監査役は取締役会および会社の重要な意思決定を審議する各種会議に出席し、業務の執行が適正に行われているかを監視する。
 - ・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがある事実や、取締役および使用人による重大な違法または不正な行為があることを知った場合には、速やかに監査役に報告する。

- ・ 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。
- ・ 監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。
- ・ 監査役および内部監査人は、監査役会で決定した年度監査計画に基づいた業務監査を連携して行うとともに、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高める。
- ・ 内部監査人は、監査役から請求があった場合には、監査報告書を提出し、また必要に応じて説明を行う。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、以下の取組みを行っております。

- ・ 内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しております。当期においては、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。
- ・ 毎月開催される経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有を図っております。
- ・ 監査役は、取締役会のほか社内の重要会議に出席し、取締役および従業員から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況およびコンプライアンスに関する問題点の把握に努めております。

②連結計算書類の連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称
HKS EUROPE LIMITED
HKS(Thailand)Co.,Ltd.
HKS SP Ltd.
HKS-IT Co.,Ltd.
艾馳楷吋(上海)貿易有限公司
HKS USA, INC.
日生工業株式会社
株式会社エッチ・ケー・エス テクニカルファクトリー

なお、当連結会計年度より、HKS USA, INC. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社等の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社エッチ・ケー・エス 九州サービス
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、艾馳楷吋(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品、原材料および仕掛品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社および国内連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年9月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、海外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3～50年、機械装置及び運搬具2～15年であります。

② 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため振当処理を採用しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段・・・・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・・・・外貨建て借入金

(ロ) ヘッジ手段・・・・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・・・・外貨建て借入金

③ ヘッジ方針

当社は金融機関からの外貨建て借入金について、将来の為替変動によるリスクを回避するため、通貨スワップ取引を、また、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」(前連結会計年度 21,269千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

担保に供している資産およびこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

科目	工場財団	その他
建物及び構築物	855,028千円	2,499千円
機械装置及び運搬具	2,902	—
土地	1,411,546	79,725
有形固定資産その他	0	—
合計	2,269,476千円	82,224千円

(2) 上記に対応する債務

科目	金額
短期借入金	900,008千円
長期借入金	274,982
合計	1,174,990千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,912,122千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,000,000	—	—	4,000,000

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	392,966	927	—	393,893

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月29日 定時株主総会	普通株式	54,105	15	平成28年8月31日	平成28年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月29日 定時株主総会	普通株式	43,273	利益剰余金	12	平成29年8月31日	平成29年11月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達する方針です。また、資金運用については安全性の高い金融資産等で運用しております。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外顧客との取引は概ね円建てで行っておりますが、一部外貨建てで行っている顧客もあり、その取引により生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券は、満期保有目的の債券および短期的な資金運用として保有する譲渡性預金等であり、安全性の高い金融商品に限定しており、リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、すべて6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、個別契約ごとに金利スワップ取引により金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジおよび支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、取引先ごとに与信枠の設定を行い、期日および残高を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジをする方針であります。ただし、現時点では為替予約を行っておりません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建ての借入については、金利通貨スワップによって為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,836,293	1,836,293	—
(2)受取手形及び売掛金	1,113,566	1,113,566	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	800,000	805,082	5,082
②その他有価証券	325,426	325,426	—
資産計	4,075,286	4,080,369	5,082
(1)支払手形及び買掛金	265,929	265,929	—
(2)電子記録債務	321,515	321,515	—
(3)短期借入金	972,881	972,881	—
(4)長期借入金	441,154	439,053	△2,100
負債計	2,001,480	1,999,380	△2,100
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

・資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格等によっております。有価証券である譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

・負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務 (3)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・デリバティブ取引

取引先金融機関より提示された価格によっております。なお、為替予約等の振当処理を適用しているもの、および金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ対象である長期借入金の時価を含めて記載しております。

2. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,836,293	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,113,566	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	400,000	400,000	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	—	—	—
合計	3,449,859	400,000	—	—

3. 借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	672,881	148,878	168,047	109,393	7,152	7,684
リース債務	4,122	4,122	4,122	4,122	4,122	13,398
合計	977,003	153,000	172,169	113,515	11,274	21,082

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 2,346円24銭

2. 1株当たり当期純利益 53円09銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	191,515千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	191,515千円
期中平均株式数	3,606千株

【重要な後発事象に関する注記】

(資本準備金の額の減少)

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年11月29日開催予定の第44期定時株主総会に、資本準備金の額の減少について以下のとおり付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を全額減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 963,000千円 (全額)

② 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 963,000千円

(3) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成29年 10月 13日
定時株主総会決議日	平成29年 11月 29日 (予定)
債権者異議申述公告日	平成30年 1月 25日 (予定)
債権者異議申述最終期日	平成30年 2月 27日 (予定)
効力発生日	平成30年 2月 28日 (予定)

(株式併合および単元株式数の変更)

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年11月29日開催予定の第44期定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更について以下のとおり付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合および単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所 (JASDAQ) に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式を、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準 (5万円以上50万円未満) とすることを目的に、株式の併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成30年3月1日をもって、平成30年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成29年8月31日現在）	4,000,000株
株式併合により減少する株式数	3,200,000株
株式併合後の発行済株式総数	800,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を、1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合および単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年10月13日
定時株主総会決議日	平成29年11月29日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 11,731円22銭

1株当たり当期純利益 265円48銭

③計算書類の個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

② 子会社株式および
関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 製品、原材料および仕掛品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年9月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物3~38年、構築物3~50年、機械装置2~15年、車両運搬具2~7年、工具器具備品2~20年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため振当処理を採用しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段・・・・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・・・・外貨建て借入金

②ヘッジ手段・・・・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・・・・外貨建て借入金

(3) ヘッジ方針

当社は金融機関からの外貨建て借入金について、将来の為替変動によるリスクを回避するため、通貨スワップ取引を、また、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表関係)

前事業年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」(前事業年度 21,269千円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

担保に供している資産およびこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

科目	工場財団	その他
建物	669,274千円	2,499千円
構築物	185,754	—
機械装置	2,902	—
工具器具備品	0	—
土地	1,411,546	79,725
合計	2,269,476千円	82,224千円

(2) 上記に対応する債務

科目	金額
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定長期借入金	600,008
長期借入金	274,982
合計	1,174,990千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,278,104千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	443,855千円
長期金銭債権	25,650
短期金銭債務	30,613

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高	613,711千円
仕入高	108,080
その他の営業取引	96,622
営業取引以外の取引高	11,366

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	392,966	927	—	393,893

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

(繰延税金資産)

貸倒引当金	753千円
賞与引当金	20,863
たな卸資産評価損	18,544
一括償却資産	2,642
その他	3,553

計

46,357

(2) 固定の部

(繰延税金資産)

貸倒引当金	6,261千円
退職給付引当金	95,024
役員退職慰労引当金	8,083
関係会社株式評価損	12,496
ゴルフ会員権評価損	1,283
減損損失	45,999
その他	7,922

小計

177,071

評価性引当額

△78,695

計

98,376

(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	32,988千円
その他有価証券評価差額金	22,576
計	55,565
繰延税金資産(固定)の純額	42,811

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.71%
(調整)	
住民税均等割等	2.48
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.76
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.12
評価性引当額	△11.88
試験研究費等の税額控除	△2.16
その他	1.73
税効果会計適用後の法人税等の負担額	26.52

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額
- | | |
|--|-----------|
| | 2,188円96銭 |
| | 56円69銭 |

2. 1株当たり当期純利益

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	204,496千円
普通株式に係る当期純利益	204,496千円
期中平均株式数	3,606千株

【重要な後発事象に関する注記】

(資本準備金の額の減少)

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年11月29日開催予定の第44期定時株主総会に、資本準備金の額の減少について以下のとおり付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を全額減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 963,000千円 (全額)

② 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 963,000千円

(3) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成29年 10月 13日
定時株主総会決議日	平成29年 11月 29日 (予定)
債権者異議申述公告日	平成30年 1月 25日 (予定)
債権者異議申述最終期日	平成30年 2月 27日 (予定)
効力発生日	平成30年 2月 28日 (予定)

(株式併合および単元株式数の変更)

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年11月29日開催予定の第44期定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更について以下のとおり付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合および単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単子を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所 (JASDAQ) に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単子である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式を、証券取引所が望ましいとする投資単子の水準 (5万円以上50万円未満) とすることを目的に、株式の併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成30年3月1日をもって、平成30年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成29年8月31日現在）	4,000,000株
株式併合により減少する株式数	3,200,000株
株式併合後の発行済株式総数	800,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を、1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合および単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年10月13日
定時株主総会決議日	平成29年11月29日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 10,944円80銭

1株当たり当期純利益 283円47銭

以上